資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について

平成29年４月１日　17 - 制度 - 00014
沿革　平成30年10月22日　一部改正
令和元年９月９日　一部改正
令和５年１月30日　一部改正
令和５年３月１日　一部改正
令和６年２月28日　一部改正

海外事業資金貸付のうち、別表１に掲げる本邦にとって重要なエネルギー資源又は鉱物資源（以下「資源エネルギー」という。）に関する以下のいずれかに定める案件に対する海外事業資金貸付（当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。）であって、原則として資源エネルギーに係る引取及びその他取引に係る代金の決済並びに当該貸付の償還のために株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が別に定める国の銀行（日本貿易保険が認めたものに限る。）にエスクロウ口座が開設されるものに対する海外事業資金貸付保険及び当該海外事業資金貸付保険に係る保険契約を関連貸付保険契約としてスワップ取引保険を締結する場合における当該スワップ取引保険については、下記のとおり取り扱う。なお、日本貿易保険が特に認めた場合は、エスクロウ口座の開設は不要とする。

１　本邦を最終需要地とする資源エネルギーの引取案件
２　１のほか、本邦法人又は本邦人による、資源エネルギーの引取、資源エネルギーに関する鉱業権及びその他権利若しくはこれらに類する利益（以下「権益」という。）の取得、又は資源エネルギーの取引のために利用する採掘、生産、保管若しくは運搬に係る施設若しくは設備（以下「関連インフラ」という。）の整備であって、当該引取、権益の取得又は関連インフラの整備を通じて本邦の資源エネルギーの安定供給の確保に資する案件

記

（資源エネルギー総合保険特約）

第１条　日本貿易保険は、上記に掲げるものに該当する海外事業資金貸付金債権等の取得若しくは上記に掲げるものに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合又は当該海外事業資金貸付保険に係る保険契約を関連貸付保険契約としてスワップ取引保険を引き受ける場合であって保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添の資源エネルギー総合保険特約を付すものとする。ただし、案件により別添の規定とは異なる特約を付すことがある。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成30年10月23日から実施する。

附　則

この改正は、令和元年10月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和５年３月20日から実施する。

附　則

この改正は、令和５年３月20日から実施する。

附　則

この改正は、令和６年３月15日から実施する。

（別添）

資源エネルギー総合保険特約

第１章　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約

「

保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。

一　海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成29年４月１日　17‐制度‐00011。以下「約款（貸付金債権等)」という。）第３条第１号から第９号までに該当する事由の場合　100分の100

二　約款（貸付金債権等）第３条第10号から第12号までに該当する事由の場合　100分の97.5　　」

第２章　海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約

「

保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。

一　海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年４月１日　17‐制度‐00012。以下「約款（保証債務)」という。）第３条第１号に該当する事由の場合　100分の100

二　約款（保証債務）第３条第２号又は第３号に該当する事由の場合　100分の97.5　　」

第３章　スワップ取引保険に付す特約

「

１　保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。

一　スワップ取引保険約款（令和６年２月 28 日　24‐制度‐00003。以下「約款」という。）第３条第１号から第９号までに該当する事由の場合　100 分の 100

二　約款第３条第 10 号から第 12 号までに該当する事由の場合　100 分の 97.5

２　約款第６条にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第４条又は第５条に基づき算出した損失額から約款第６条第１項各号に掲げる額を控除した残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。

一　約款第３条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由に係る場合　100 分の 100

二　約款第３条第 10 号から第 12 号までのいずれかに該当する事由に係る場合　100 分の 97.5　　」

別表１

資源エネルギー

水素	リチウム	ベリリウム
ボロン	グラファイト	フッ素
マグネシウム	ボーキサイト（アルミニウムを含む。）	シリコン
りん	カリウム	希土類
チタン	バナジウム	クロム
マンガン	鉄鉱石	コバルト
ニッケル	銅	亜鉛
ガリウム	ゲルマニウム	セレン
ルビジウム	ストロンチウム	ジルコニウム
ニオブ	モリブデン	白金族
インジウム	すず	アンチモニー
テルル	セシウム	バリウム
ハフニウム	タンタル	タングステン
レニウム	金	タリウム
鉛	ビスマス	ウラン
アンモニア	石油（コンデンセート及び石油ガスを含む。）	天然ガス（液化天然ガスを含む。）
石炭	バイオマスに由来する燃料	

上記に掲げるもの（以下「対象資源エネルギー」という。）のほか、次の各号のいずれかに該当するもの。

一　対象資源エネルギーの化合物又は対象資源エネルギー若しくはその化合物を含有する混合物（いずれも日本貿易保険が認めるものに限る。）。

二　本邦にとって重要な資源エネルギーと日本貿易保険が認めるもの。